平成２２年（フ）第１１号
福岡県筑紫野市大字筑紫29番地７　メゾン橋本205号
債務者　竹下　紀大
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２号
福岡県筑紫野市大字筑紫29番地７　メゾン橋本205号
債務者　竹下　明美
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５４号
福岡市西区石丸１丁目15番１―303号
債務者　川口　秀子
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６４号
福岡県古賀市新久保２丁目13番６号
債務者　吉永　峰子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８７号
福岡県筑紫野市大字山家4812番地１　はす町市営住宅25号
債務者　井上　　聡
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９４号
福岡市博多区住吉３丁目６番８―206号
債務者　花島　一匡
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９６号
福岡市博多区那珂６丁目17番13―505号
債務者　山口　　誠
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０４号
福岡県糟屋郡粕屋町若宮１丁目４番７号
債務者　本田　豊明
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０５号
福岡県糟屋郡粕屋町若宮１丁目４番７号
債務者　本田　文江
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０８号
福岡市中央区春吉３丁目26番７号
債務者　小宮　直樹
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１６号
福岡県朝倉市上秋月2162番地
債務者　森　　庸郎
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２３号
福岡県朝倉市長渕562番地
債務者　坂本　敏一
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３１号
福岡県大野城市平野台４丁目27番17号
債務者　縄田　俊弘
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４１号
福岡県糟屋郡志免町東公園台１丁目７番13号シャンドゥフルール203号
債務者　白石　敏子
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５５号
福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵833番地１
債務者　村上　一廣
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６５号
福岡市中央区赤坂１丁目１番19号
債務者　山方　優子
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７２号
福岡県糟屋郡須恵町大字佐谷1386番地８
債務者　藤木　清美
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７８号
福岡市中央区渡辺通５丁目９番４号
債務者　服部マリ子
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　福岡地方裁判所第４民事部